



舟橋村告示第5号

字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本村の字の区域を次のとおり廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による県単独農業農村整備事業舟橋樋田地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生じるものとする。

平成21年2月25日

舟橋村長 金森勝



字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
舟橋村	舟橋	川田	12の1、13から22まで、27
		樋田	28の1、28の2、29、30、31の1、31の2、32から36まで、39から43まで
		下樋田	101の1、102の1、103の1、108の2、108の3、108の13から108の23まで、109の3、109の13から109の23まで、109の35から109の49まで